

# 日向市道路位置指定申請手続きの手引き

平成30年9月

日向市建設部建築住宅課

## 目 次

第 1 事前協議	• • • • 1
第 2 築造工事の完了届の提出	• • • • 1
第 3 位置指定申請書、添付図書及び記載事項	• • • • 2
第 4 道に関する基準	• • • • 5
第 5 道路位置指定の申請書に添付を要する図面及び書類等	• • • • 17
第 6 道路位置指定の申請手続き	• • • • 31
第 7 関係条例文集	• • • • 32

## 第1 事前協議

道路位置指定を受けようとする者は、道を築造する前にあらかじめその計画内容について協議を行わなければならない。

### 1 事前協議書の提出

事前協議にあたっては、道路位置指定にかかる事前協議書（別記様式1）を正副2部作成し、日向市建設部建築住宅課に提出すること。

### 2 現地調査

必要に応じ申請者又は代理者及び関係課立会いのもと現地調査を行う。

### 3 開発行為に該当しないことの確認

都市計画法第29条第1項の規定による開発行為に該当しないことを、事前に協議し確認するよう努めること。

### 4 事前協議の終了

道の築造計画が、法その他関係法令に適合すると認めたときは、事前協議書の副本を添えて事前協議が終了した旨の通知（別記様式5）を交付する。

### 5 事前協議書の再提出

事前協議が終了した旨の通知があったときから翌年度末までに工事が完了しない場合、改めて事前協議が必要となる。なお、内容に変更がある場合には、事前協議書を再提出しなければならない。

（※ 経年による道路形状の変更、所有者等の変更を再度確認するため。）

## 第2 築造工事の完了届の提出

築造工事が完了したときは、日向市建設部建築住宅課に築造工事完了届（別記様式6）を提出しなければならない。

### 1 現地確認

築造主から築造工事完了届が提出された場合において、日向市建設部建築住宅課の担当職員は、関係者の立会いの上、現地の確認を行うものとする。現地確認の結果、事前協議書と異なる部分が生じた場合には、協議を行わなければならない。

### 2 位置指定の申請

現地確認の結果、事前協議書のとおり築造されていると判断された場合には、すみやかに道路位置指定の申請書を日向市建設部建築住宅課に提出するものとする。

### 第3 道路位置指定申請書、添付図書及び記載事項

道路位置指定の申請書に添付する図面及び書類の作成は、次により作成するものとする。

#### 1 道路位置指定申請書（別添 様式第16号）

次の事項を記入したものであること。

- (1) 申請者（指定を受けようとする道を築造する者または指定を受ける道となる土地の所有者であって、指定後の道路の維持管理について責任を負う者とする。）
- (2) 代理人（委任状により委任を受けた者）
- (3) 申請に関する道路部分の地名地番（里道、水路等の公有地を含む場合は「～番地先里道（水路）」などその旨を記入する。）
- (4) 申請に関する宅地部分の地名地番及び関係土地の地名地番
- (5) 都市計画の内容（地域・区域の指定、防火・準防火地域の指定、その他の指定）
- (6) 申請に関する道路の概要（幅員、延長、隅切り長さ、側溝の幅）（※）
- (7) 申請に関する道路部分の面積（※）
- (8) 申請に関する関係土地の面積（※）
- (9) 申請理由

※ 各数値の表記について、単位はメートル若しくは平方メートル（小数点以下第3位を切り捨てて、小数点以下第2位まで）とする。

#### 2 附近見取図（S：1/2500程度）

都市計画図等を転写し、方位、道路及び申請地附近の目印となる物件（学校、スーパーマーケット、駅、ビル名等）を記入したものであること。

#### 3 公図（S：1/600程度）

法務局備え付けの公図（不動産登記法第14条 第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。）を転写し、指定を受けようとする部分を色分けし、図面余白に転写した法務局名、転写した年月日及び転写した者の住所、氏名を記載し、押印したこと。

#### 4 地籍図（実測図）（S：1/100～1/500程度）

次の事項を記入したものであること。

- (1) 縮尺及び方位
- (2) 指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員
- (3) 土地の境界、地番及び地目
- (4) 土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物について権利を有する者の氏名

- (5) 土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置
- (6) 土地の高低差
- (7) 計画敷地のすべての面積算定に必要な辺の長さ及び面積
- (8) その他特記すべき事項

## 5 敷地利用計画図（S：1/100～1/500程度）

次の事項を記入したものであること。

- (1) 指定を受けようとする道路の位置、構造及び勾配
- (2) 計画敷地境界線、計画敷地内の宅地割り、宅地の地盤の高さ並びに擁壁の位置及びその構造
- (3) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置（都市計画道路を含む。）
- (4) 計画敷地の周辺の地形及び地物

## 6 排水計画図（S：1/100～1/500程度）

指定を受けようとする道路、計画敷地内の側溝及び下水管の位置及び構造並びに排水の処理方法を記入したものであること。

なお、この場合、図面は上記5の図面を使用して差し支えない。

## 7 道路横断図（S：1/50以上）

指定を受けようとする道路の幅員、勾配及び側溝の各寸法（内法幅、深さ、厚さ等）を記入し、各道路幅員別に作図したものであること。

## 8 道路縦断図（任意の縮尺）

指定を受けようとする道路別に、その道路の延長、高低差及び勾配を記入したものであること。

## 9 高低測量図（S：1/200程度）

等高線（2メートル以下の標高差を示すものとする。）及び計画敷地境界線、指定を受けようとする道路の位置、既存道路の位置等を記入したものであること。

なお、この場合、上記5の図面を使用してさしつかえない。

## 10 承諾書

### (1) 所有者及び権利者

指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者（以下「土地の所有者等」という。）の承諾を得た上で押印したもの（別記様式3）であることを。

なお、「権利の種類」の欄には、所有権、借地権、地役権、抵当権等が記

入されていること。

(2) 道を管理する者

申請に係る道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するよう、将来にわたり管理する者（以下「道の管理者」という。）の承諾を得た上で押印したもの（別記様式4）であること。

11 印鑑登録証明書

申請者、土地の所有者等及び道の管理者の印については、印鑑登録証明書を添付すること。

なお、この印鑑登録証明書は、申請書受理日前3か月以内に取得したものであること。

12 登記簿謄本

道路の敷地となる土地の分筆登記を行い、地目を公衆用道路として登記した登記簿謄本を添付すること。

なお、この登記簿謄本は、申請書受理日前3か月以内に取得したものであること。

13 関係法令に基づく許可書等

里道及び水路等の使用、廃止又は変更を伴うときは、当該里道及び水路等の管理者の承諾書又は許可書の写しを添付すること。

14 その他日向市長が必要と認めた書類

(イ) 委任状

申請者から道路位置指定の手続きの委任を受けた者が、当該申請を行う場合は委任状（別記様式2）を添付すること。

(ロ) 写真

指定を受けようとする道路の全体的な形態、起点、隅切り、屈折点、転回広場、終点等の形状及び寸法がわかる写真を添付すること。

(ハ) その他

指定を受けようとする道路に接する敷地内に既存建築物が存在する場合、その既存建築物について、建築基準法（道路斜線、建ぺい率等）に適合していることの確認ができる資料を添付すること。

また、その他日向市長が必要と認めた書類を添付すること。

15 電子データ

申請に伴う「5. 敷地利用計画図」、「6. 排水計画図」、「7. 道路横断図」、「8. 道路縦断図」、「9. 高低測量図」の電子データを提出するものとする。なお、提出方法については別途協議による。

(正) 道路位置指定申請書綴り方及び提出部数

提出部数 1 部

上記 1 ~ 14 を一綴りとする。

(副) 道路位置指定通知書綴り方及び提出部数

提出部数 1 部

上記 1 ~ 13 を一綴りとする。

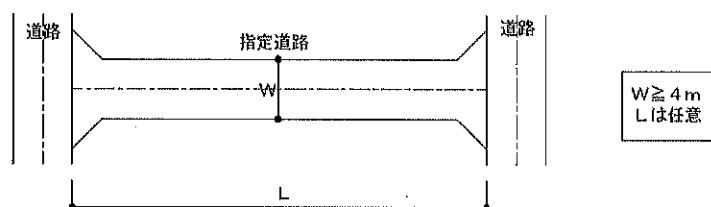
## 第4 道に関する基準

指定を受けようとする道（以下、指定道路という。）に関する基準は、建築基準法施行令第144条の4によるものとし、以下にその取扱い基準を示す。

1 令第144条の4第1号関係

(1) 両端が他の道路に接続したもの

申請幅員が 4 m 以上のもの

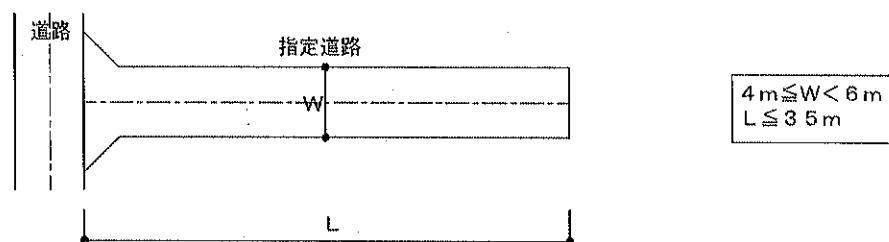


(2) 袋路状道路とすることができるもの（令第144条の4第1号イ関係）

ア その一端のみが他の道路に接続したもの

(ア) 延長が 35 m 以下のもの

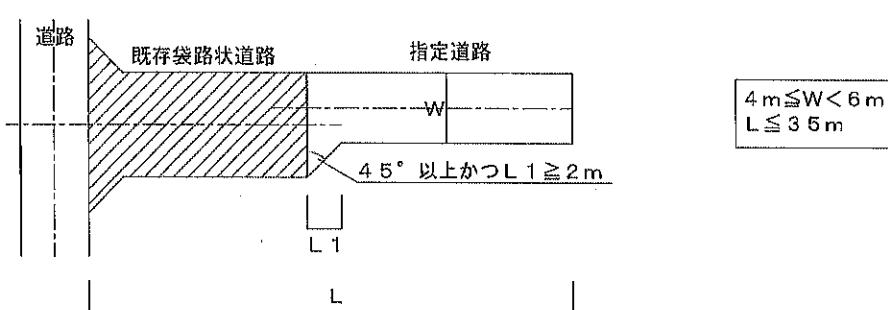
① 申請幅員が 4 m 以上 6 m 未満のもの



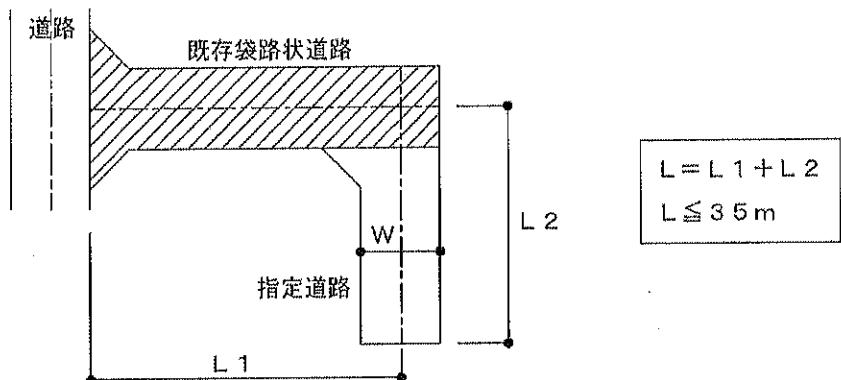
(イ) 既存袋路状道路に接続する場合の延長

a 既存袋路状道路の幅員が 4 m 以上 6 m 未満

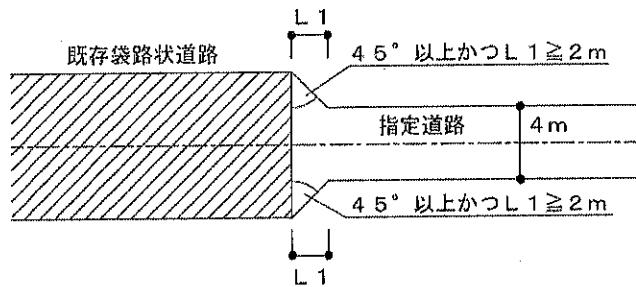
①



②

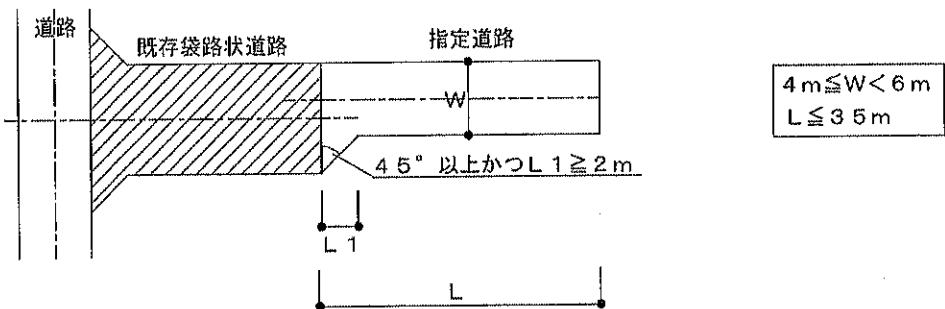


※ 既存袋路状道路と指定道路の幅員が異なる場合は、原則として隅切りを設ける。

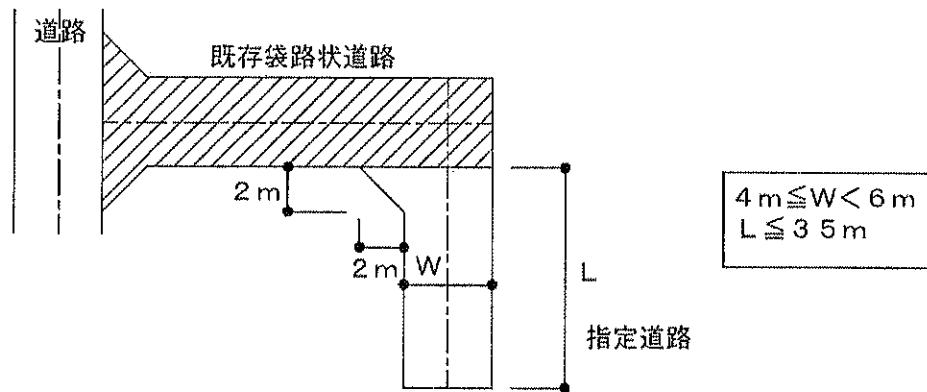


b 既存袋路状道路の幅員が 6 m以上のもの

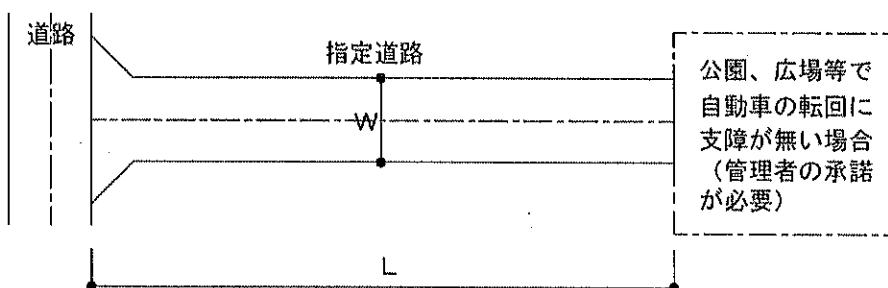
①



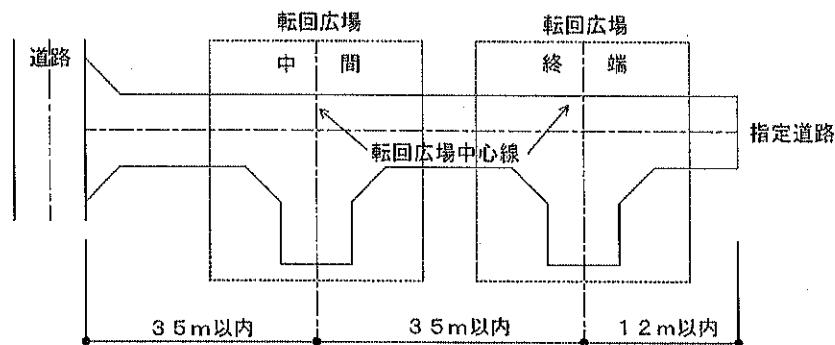
②



イ 終端が自動車の転回に支障がないものに接続している場合（令144条の4第1号関係）



ウ 延長3.5mを越える場合で、自動車の転回広場が設けられている場合（令第144条の4第1号ハ関係）

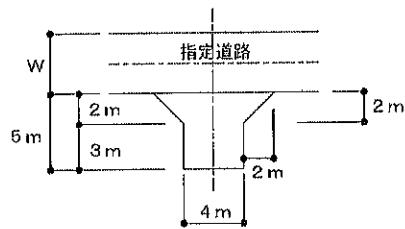


※自動車の転回広場（昭和45年建設省告示第1837号）

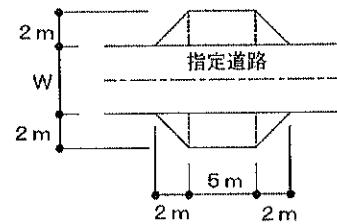
例示(指定道路の幅員が4m以上6m未満の場合)

(ア) 中間に設けるもの

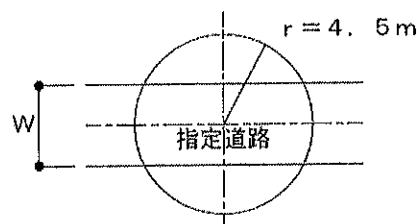
①



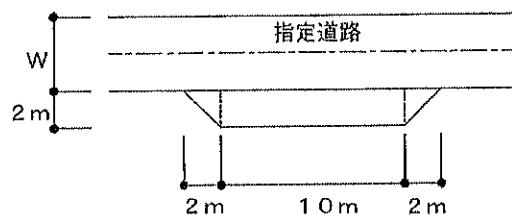
②



③

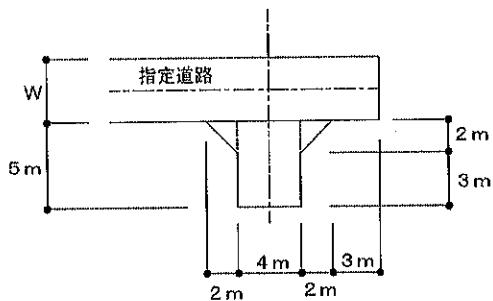


④

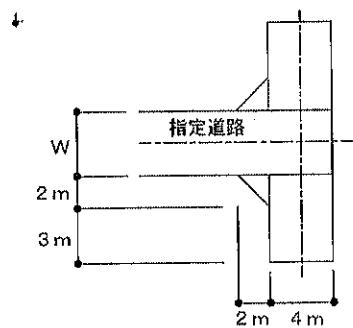
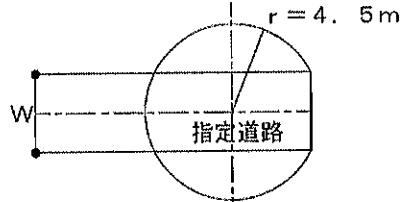


(イ) 終端に設けるもの

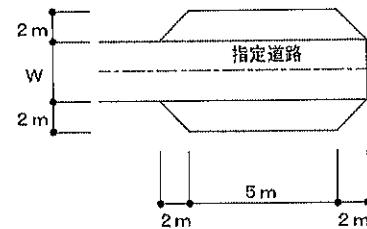
①



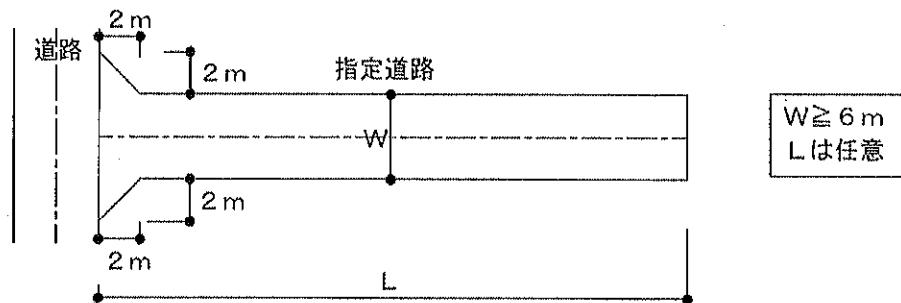
②



④



エ 幅員 6 m以上の場合(令第144条の4第1号ニ関係)

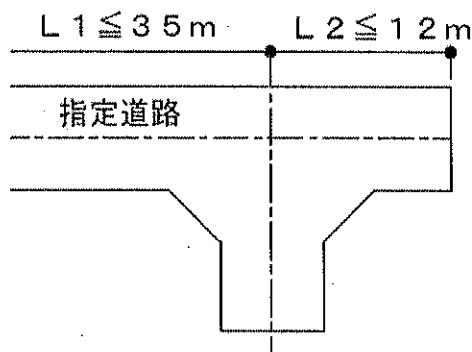


オ アからエまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難時及び通行時に安全上支障がないと認めた場合(令第144条の4第1号ホ関係)

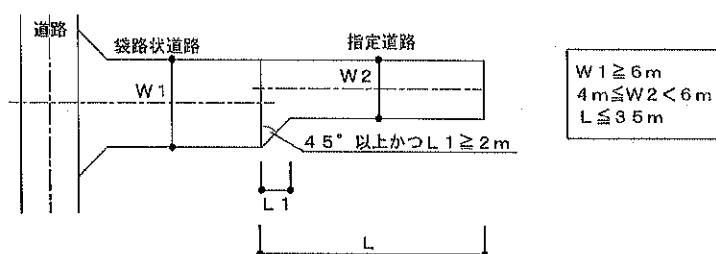
(ア) 認められる場合の例

① 終端の転回広場からの延長

(緊急車両等の通行を妨げるおそれがなく終端に接道する敷地がない場合は、転回広場中心線から 12 mを超えない範囲で延長することができる。)



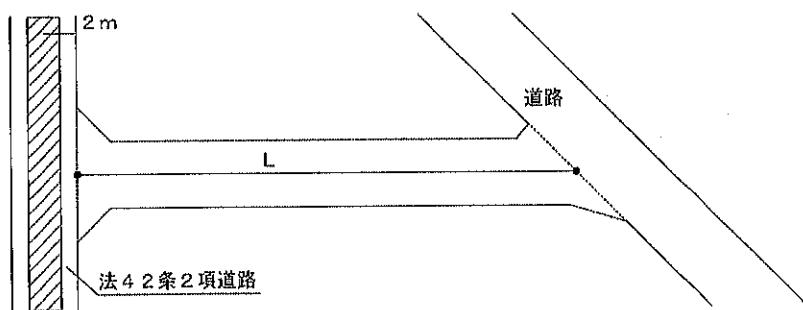
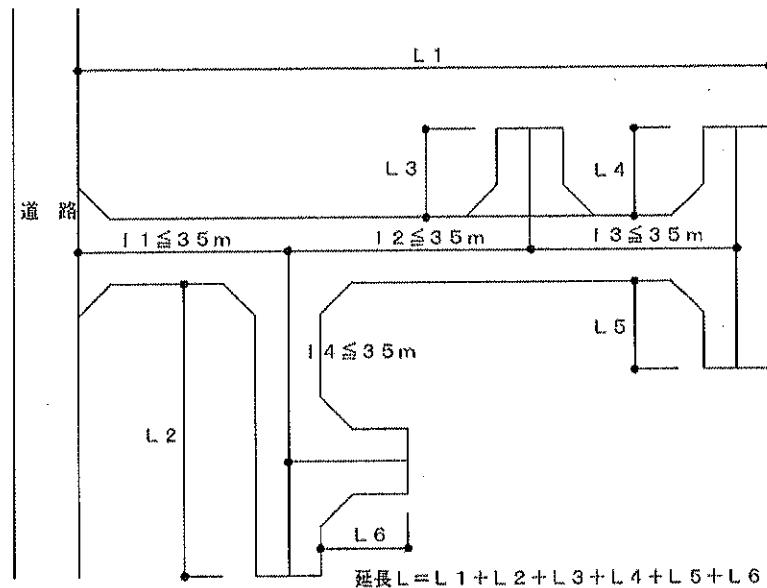
②申請幅員が一部 6 m未満のもの



### (3) 延長の計測等

#### ア 指定道路の延長

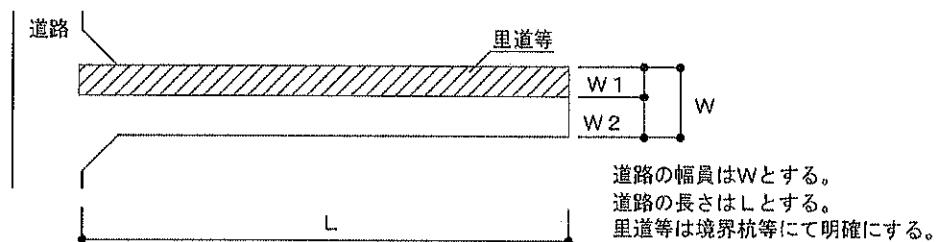
指定道路の延長は、道路の屈曲するごとにその接続点から道路の中心線で計測する。



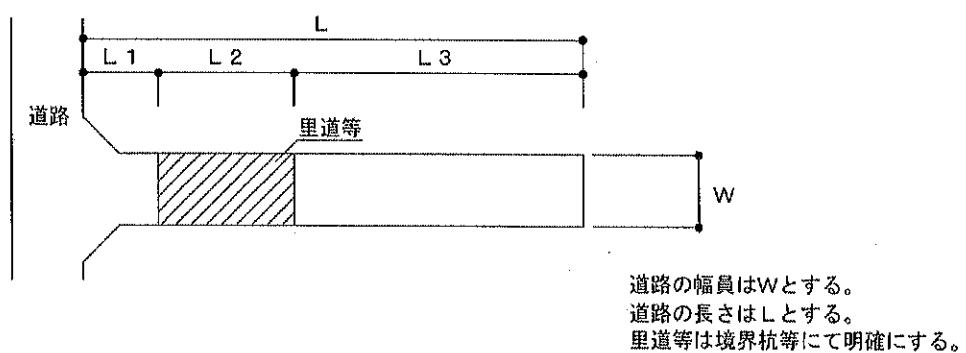
イ 指定道路に里道等を含む場合

指定道路に里道及び水路が含まれるときは、当該部分を指定道路の延長及び幅員に算入する。

(ア) 縦断する場合



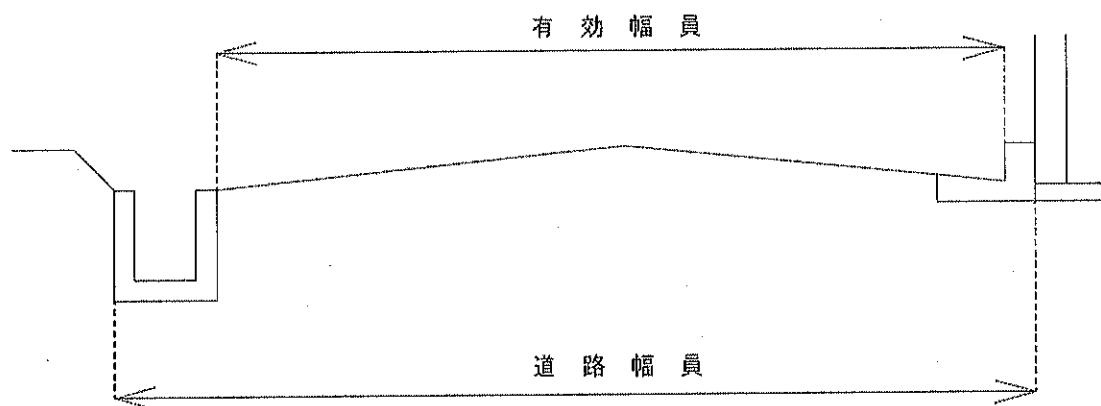
(イ) 横断する場合



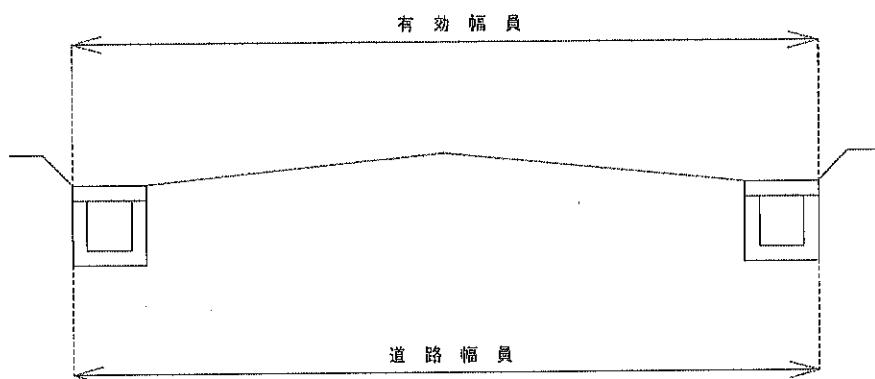
#### (4) 道路幅員の取り扱い

申請道路の幅員の取り扱いは、次図のとおり有効幅員を4m以上とし、道路位置指定の幅員は道路幅員とする。

##### ア 側溝に蓋がない場合

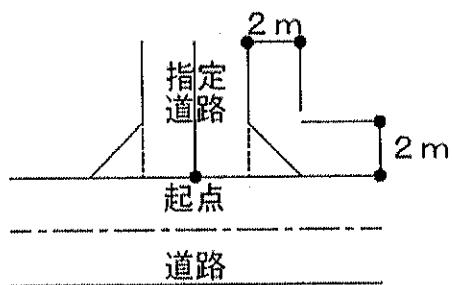


##### イ 側溝に蓋がある場合

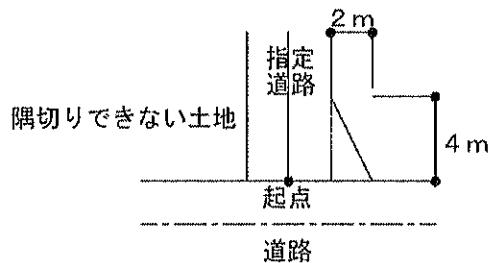


#### 2 令第144条の4第2号関係（隅切り）

##### (1) 両側隅切り（原則）

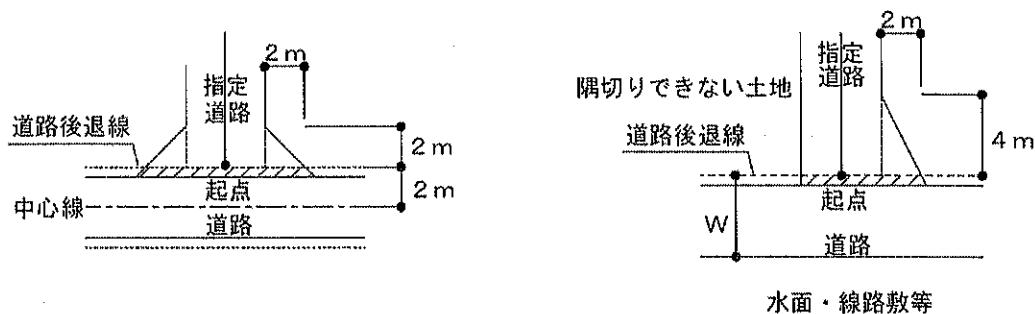


(2) 片側隅切り(隅切りできない場合)



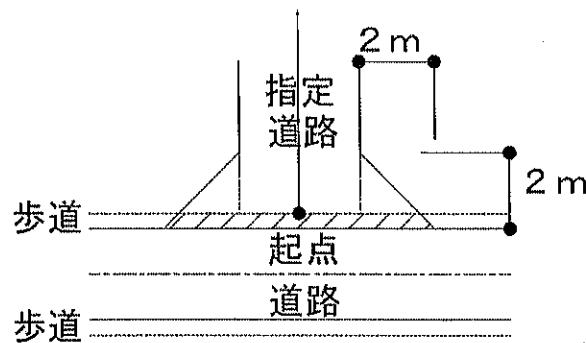
(3) 特殊な場合

① 法第42条2項に規定する道路に接続する場合



② 歩道付の道路上に接続する場合

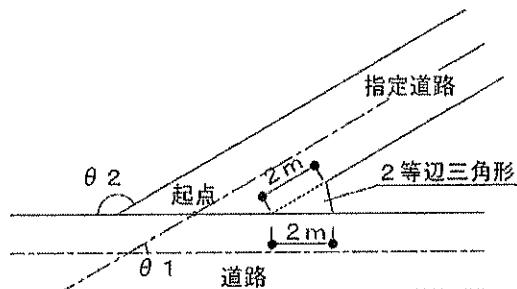
※歩道の切下げ範囲については、道路管理者との協議により視野角が十分に確保され、安全上支障がないと判断できる場合は、この基準によらないことができる。



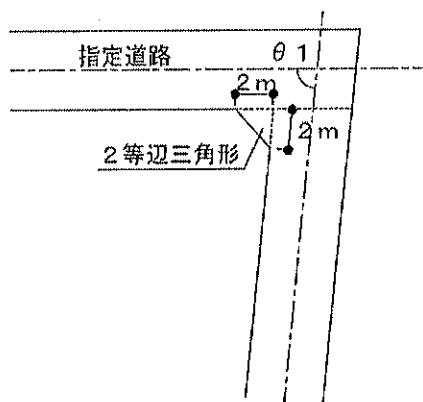
③ 他の道路に  $\theta_1 \leq 120^\circ$  で接続する場合

※  $\theta_2 > 120^\circ$  の場合

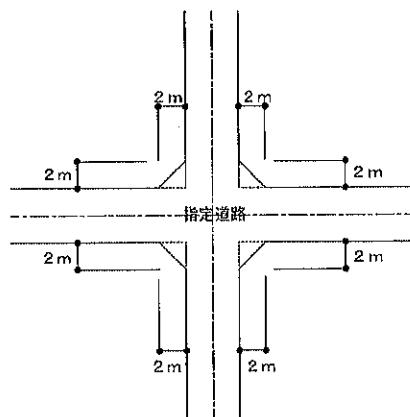
隅切り不要



④ 指定道路が  $\theta_1 \leq 120^\circ$  で折れ曲がる場合



⑤ 指定道路が交差する場合



※ P 5～P 14 の図にある「道路」とは、建築基準法第42条に規定する道路を示す。

⑥ 見通しが悪い交差点の場合

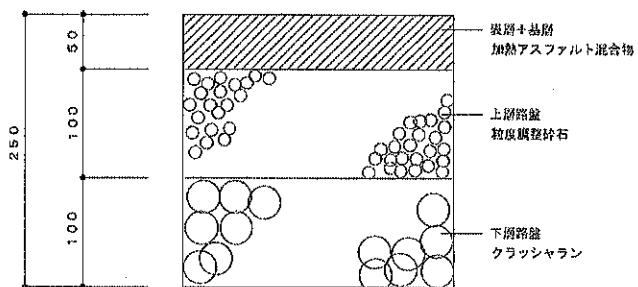
現に見通しが悪い交差点または見通しが悪くなる恐れがある交差点には、カーブミラーを設置するなど、交通上の安全措置を講ずること。なお、必要に応じ道路管理者と協議を行うこと。

### 3 令第144条の4第3号関係（表面の仕上げ）

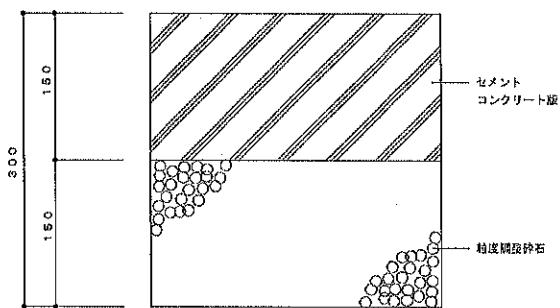
アスファルト舗装又はコンクリート舗装等ぬかるみとならないものとする。  
なお、勾配の急な指定道路部分（縦断勾配9%以上の部分）には、舗装にすべり止めの処理を施すことが望ましい。

#### 舗装の標準例

##### アスファルト舗装



##### コンクリート舗装



### 4 令第144条の4第4号関係（縦断勾配）

縦断勾配が12%以下で、かつ、階段状にしないこと。

ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

### 5 令第144条の4第5号関係（排水施設）

道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けること。  
側溝の有効幅は、雨水流量計算に基づいて排水上支障がないことを確かめた場合を除き、  
道の両側に設けるものにあってはそれぞれ240mm以上とし、片側のみ設けるものにあ  
っては300mm以上とすること。

道路側溝の流末処理は、接続先の道路側溝、河川等の管理者と協議し、適切な排水先  
に接続すること。

側溝の蓋は、車両の通行に耐えられる構造とすること。

#### 6 細則第18条関係（境界の標示）

指定道路の道路、転回広場及び隅切り部分は、標示杭、側溝等の構造物、縁石、金属  
プレート等で耐久性のある構造又は材料により、位置・形状を標示すること。

#### 7 法88条関係（路肩、法面等の構造）

道路と周辺地盤に高低差がある場合は、擁壁を設置するなど安全対策を講じること。  
なお、土質に応じた法勾配が確保できる場合はこの限りでない。また、2mを超える擁  
壁の設置にあたっては、宅地外への設置であっても工作物の確認申請を行うこと。

#### 8 道路及び宅地の安全性の確保について

補強コンクリートブロックは、あくまで屏をつくる材料であり、擁壁としての使用は  
認められていない。このため土留めとして使用する場合においては、30センチを限度  
とし、道路及び宅地の安全性確保については十分注意すること。

第5 道路位置指定申請書に添付する図面及び書類等

番号	申請書及び添付書類等	(正)	(副)	備 考
1	道路位置指定申請書 (様式第16号)	○	○	
2	付近見取図	○	○	
3	公図	○	○	副は写しで可
4	地籍図(実測図)	○	○	
5	敷地利用計画図	○	○	
6	排水計画図	○	○	
7	道路横断図	○	○	
8	道路縦断図	○	○	
9	高低測量図	○	○	
10	承諾書	○	○	副は写しで可
11	印鑑登録証明書	○	○	副は写しで可
12	登記簿謄本	○	○	副は写しで可
13	関係法令に基づく許可書等	○	○	正副共写しで可
14	(イ) 委任状	○		(正)のみ添付
	(ロ) 写真	○		(正)のみ添付
	(ハ) その他	○		(正)のみ添付
15	電子データ	○		提出方法については 別途協議による

## 道路位置指定申請書

建築基準法第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を申請します。

年 月 日

日向市長 様

住所

申請者

氏名

1 築造主住所氏名	電話( ) -		
2 代理人住所氏名	電話( ) -		
3 道路部分の地名地番	日向市		
4 関係土地の地名地番	日向市		
5 都市計画の内容	地域・区域の指定期定	防火・準防火地域の指定	その他の指定
	地域区域		
6 道路の概要	幅員	ア 延長	イ すみ切りの長さ
	1		
	2		
	3		
	4		
エ 道路の長さの合計			
7 道路部分の面積	m <sup>2</sup>	8 関係土地の面積	m <sup>2</sup>
9 申請理由			
※ 指定期欄	※ 備考(条件等を記入)		※ 受付欄
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

様式第16号の2(第17条関係)

道 路 位 置 指 定 通 知 書

※ 指 定 通 知 欄	申請の道路は、建築基準法第42条第1項第5号の規定により、下記のとおり指定したので通知します。			
	指定番号	第	号	
指定年月日	年	月	日	日向市長 印
1 築造主住所氏名	電話( ) -			
2 代理者住所氏名	電話( ) -			
3 道路部分の地名地番	日向市			
4 関係土地の地名地番	日向市			
5 都市計画の内容	地域・区域の指 定	防 火 ・ 准 防 火 地 域 の 指 定	そ の 他 の 指 定	
	地域 区域			
6 道 路 の 概 要	幅員	ア 延長	イ すみ切りの長さ	ウ 側溝の幅
	1			
	2			
	3			
	4			
エ 道路の長さの合計				
7 道路部分の面積	$m^2$	8 関係土地の面積	$m^2$	
9 申 請 理 由				
※ 条 件				

(注) ※印の欄には記入しないこと。

## 私道の位置の変更(廃止)申請書

私道の位置を 変更・廃止 したいので、日向市建築基準法施行細則第20条第1項の規定により申請します。

年 月 日

日向市長様

住所  
申請者  
氏名

1 築造主住所 氏名	電話( ) —		
2 代理者住所 氏名	電話( ) —		
3 私道の地名地番	日向市		
4 関係土地の地名地番	日向市		
5 指定年月日・番号	年 月 日 第 号		
6 都市計画の内容	地域・区域の指 定	防 火 ・ 準 防 火 地 域 の 指 定	そ の 他 の 指 定
	地域 区域		
7 道路の概要	幅 員	ア 延 長	イ すみ切りの長さ
	1		
	2		
	3		
	4		
エ 道路の長さの合計			
8 道路部分の面積	$m^2$	9 関係土地の面積	$m^2$
10 変更(廃止)理由			
※ 指 定 欄	※ 備 考 (条件等を記入)	※ 受 付 欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

## 別記様式1

道路位置指定に係る事前協議書			
申請予定者	(氏名)		連絡先電話番号
協議者	(氏名)		連絡先電話番号
現地調査日 年　月　日	現地立会者	申請者等 県・市・町	
協議事項(下記の協議項目について具体的に記載すること。)			
※添付図面 敷地利用計画図、字図、附近見取図			
第1回事前協議日 年　月　日	協議完了日 年　月　日		
協議項目	1. 接続先道路の種類及び幅員 2. 土地利用計画(宅地割・道路計画等) 3. 道路部分の面積及び関係土地の面積 4. 道路の概要(幅員、延長、隅切り、転回広場の取り方、表面の仕上げ、側溝の幅等) 5. 排水の放流先・方法 6. その他関係法令に基づく許認可の有無 7. 開発許可を要しないことの確認 8. 完了予定期限		

別記様式2

委 任 状

私は、都合により \_\_\_\_\_ を代理人と定め、建築基準法  
第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定に関する申請の手続きを  
委任する。

年 月 日

住所

氏名

(印)

別記様式3

### 承諾書(所有者又は権利者)

〔(申請者)〕の申請による建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定について、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関する権利を有する者として異議なく承諾します。

年      月      日

【注】・1欄には、「土地」「建物」「工作物」等を記入してください。

・4欄には、1欄のものについての権利種別「所有者」「借地権」「地役権」「抵当権」等を記入してください。

・5欄には、3欄の者の印鑑登録印を押してください。

別記様式4

### 承 諾 書(道の管理者)

〔申請者〕の申請による建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定について、申請に係る道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項の規定する基準に適合するよう、将来にわたり管理する者として異議なく承諾します。

年      月      日

【注】・3欄には、2欄の者の印鑑登録印を押してください。

別記様式5

事前協議終了通知書

発日建住第 号  
年 月 日

協議者氏名 様

日向市長

事前協議のあった下記の計画については、建築基準法第42条第1項第5号の規定に適合していると認められるので通知します。

記

1 協議書提出年月日 年 月 日

2 申請予定者

3 道路の概要 事前協議書のとおり

# 築造工事完了届

年 月 日

建築住宅課長様

申請者 住 所  
氏 名

下記のとおり築造工事が完了しましたので、築造工事完了届を提出いたします。

工事完了年月日	年 月 日
承認年月日 及び番号	年 月 日 第
築造場所	
工事施工者 住 所 氏 名	
備考	

第四十二号の二十四様式(第十条の二関係)

指定道路調書

(第一面)

整理番号	指定道路図対象番号	指定道路の種類	
指定の年月日	年 月 日	指定道路の延長	メートル
指定道路地番			
宮崎県日向市			
指定道路の位置			
申請者の氏名			
水平距離指定の年月日	年 月 日	水平距離指定に係る道路の部分の延長	メートル
水平距離指定の 係る道路の部分の 位置	水平距離		
その他	道路位置指定番号 第 告示年月日 平成 年 月 日	号	作成

（注意）

1. 「指定道路の種類」欄は、建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路は「4号道路」、同法第42条第1項5号の規定による指定に係る道路は「4号道路」、同法第42条第4項の規定による指定に係る道路は「2项道路」、同法第42条第4項の規定による指定に係る道路は「4号道路」、同法第42条第4項の規定による指定に係る道路は「2项道路」と記載する。
2. 「中請者の氏名」欄は、建築基準法第42条第1項の規定による指定した場合に記載する。
3. 「水平距離年月日」欄、「水平距離指定にかかる道路の部分の位置」欄、「水平距離」欄及び「水平距離」欄には、建築基準法第42条第3項の規定による水平距離の指定をした場合に記載する。
4. 位置図には、方位、縮尺、指定道路の位置、延長及び幅員並びに水平距離を表示すること。また、必要に応じて関係図面を添付すること。

道路位置指定申請書に添付する図面及び書類等(認定申請)

番号	申請書及び添付書類等	明示すべき事項	備 考
1	道路位置指定申請書		(正)様式第16号
2	付近見取図	1方位、2地形、3開発区域の境界(赤線で囲む)、4開発区域内及び開発区域周辺の道路及び目標となる地物、5排水先の河川への経路、名称	
3	公図写	1方位、2開発区域の境界(赤線で囲む)、3地名地番、4地目、5土地の所有者その他の権利者、6公共用地(道路、水路等)の位置、7指定を受けようとする道路の位置(表示範囲は開発区域及び開発区域周辺とする)	法務局備え付けの公図を転写し、図面余白に転写法務局名、転写年月日及び転写者住所氏名を記載し押印すること。
4	地籍図(実測図)	1方位、2縮尺、3開発区域の境界、4開発面積、5申請道路の位置、延長、幅員、6すみ切り及び転回広場の寸法	
5	敷地利用計画図	1方位、2縮尺、3開発区域の境界、4開発面積、5申請道路の位置、延長、幅員、勾配、6すみ切り及び転回広場の寸法、7接続する既設道路の性格及び幅員、8土地内にある建築物、工作物及びこれらに関する権利を有する者の氏名、9がけ又は擁壁の位置、形状、10敷地の境界(区画割)、11土地の高低その他の地形上特記すべき事項	
6	排水計画図	1排水区域の流域、2排水施設の位置、種類、内法寸法、流れの方向、3放流先水路までの形状、寸法	
7	道路横断図	1路面、路盤の形状、2道路側溝等の位置、形状、詳細寸法、3道路幅員、4隣接する敷地の勾配	
8	道路縦断図	1路面、路盤の形状、2道路側溝等の位置、形状、詳細寸法、3道路幅員、4隣接する敷地の勾配	
9	高低測量図	道路と敷地の高低差の記入	敷地計画図と兼用可
10	承諾書	道路の敷地となる土地のすべての所有者及びその他の権利を有する者を記入し、承諾印(印鑑登録されたもの)を押印	
11	印鑑登録証明書	承諾書に記載した土地の権利を有するすべての者	
12	登記簿謄本	指定を受ける道の部分の土地について	
13	関係法令に基づく許可書等	公道、用水路等の使用、廃止又は変更を伴う場合は当該公道、用水路等の管理者の承諾書又は許可書の写しの添付	
14	(イ)委任状	道路の位置の指定を指定を受けようとするものが、直接申請の手続きを行う場合以外	
	(ロ)写真	築造工事の完成写真	
	(ハ)その他	既存建築物の建築基準法上のチェック資料、その他市長が必要と認めた書類	
15	電子データ	「5.敷地利用計画図」、「6.排水計画図」、「7.道路横断図」、「8.道路縦断図」、「9.高低測量図」参照	

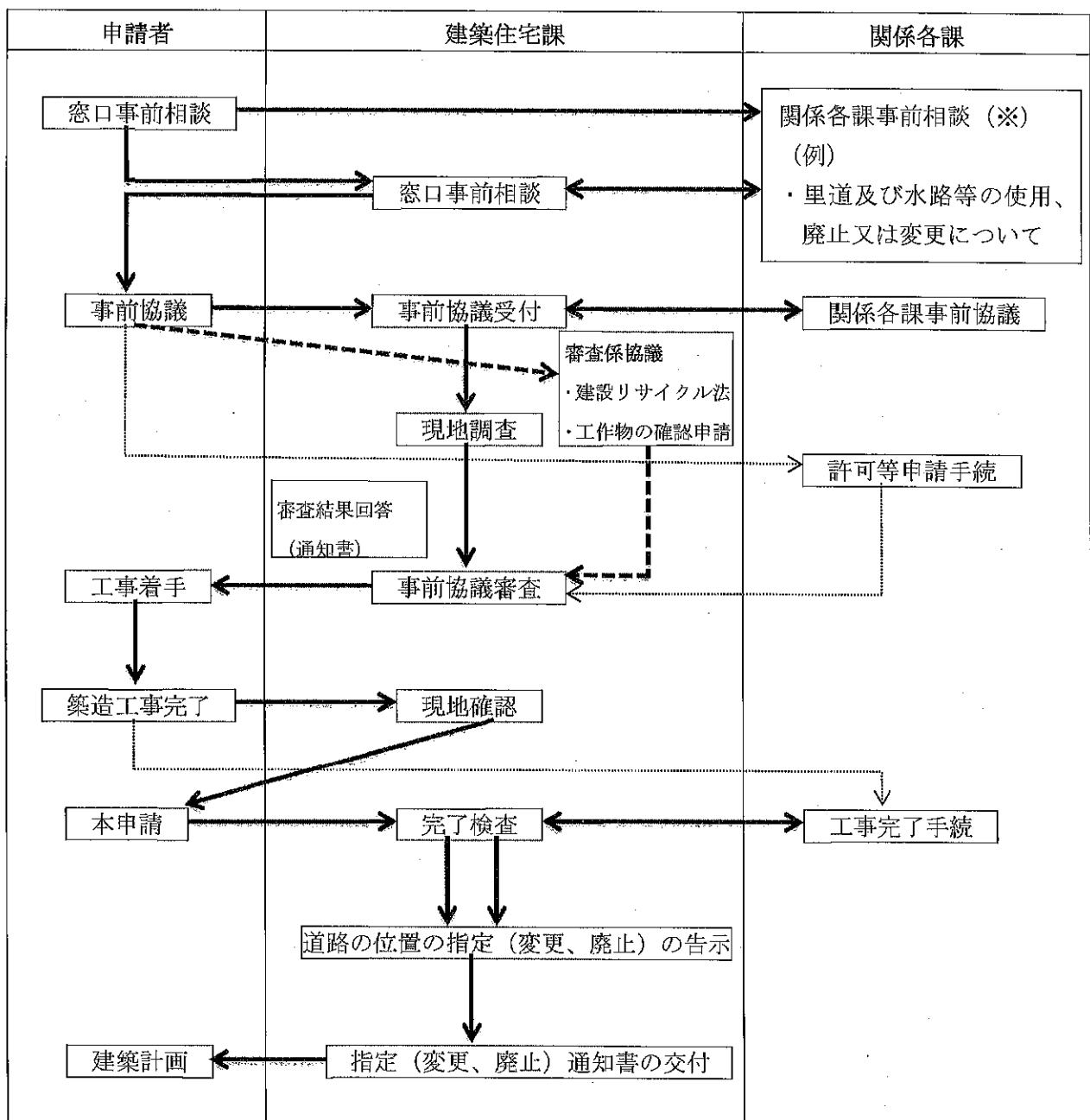
道路位置指定申請書に添付する図面及び書類等(変更、廃止申請)

番号	申請書及び添付書類等	明示すべき事項	備考
1	私道の位置の変更(廃止)申請書		様式第17号
2	付近見取図	1方位、2地形、3位置指定道路及び廃止等しようとする道路の位置、4周辺の道路及び目標となる地物	
3	公図写	1方位、2指定道路の位置、3廃止等しようとする道路の位置(赤線で囲む)、4地名地番、5廃止等しようとする道路の土地及びそれに接する土地の所有者その他の権利者、6公共用地(道路、水路等)の位置	法務局備え付けの公図を転写し、図面余白に転写法務局名、転写年月日及び転写者住所氏名を記載し押印すること。
4	地籍図(実測図)	1方位、2縮尺、3廃止等しようとする道路の位置(赤線で囲む)	
5	敷地利用計画図	1方位、2縮尺、3指定道路の位置、4廃止等しようとする道路の位置(赤線で囲む)並びにその幅員及び長さ、5廃止等しようとする道路が接続する既設道路の性格及び幅員、6廃止等しようとする道路に接する敷地の接道状況及びそれらの敷地内の建築物の状況、7廃止等しようとする道路に接する敷地及び当該敷地内にある建築物の所有者その他の権利者、8土地の高低その他の地形上特記すべき事項	
6	排水計画図	1排水区域の流域、2排水施設の位置、種類、内法寸法、流れの方向、3放流先水路までの形状、寸法	変更の場合に必要に応じて提出
7	道路横断図	1路面、路盤の形状、2道路側溝等の位置、形状、詳細寸法、3道路幅員、4隣接する敷地の勾配	変更の場合に必要に応じて提出
8	道路縦断図	1路面、路盤の形状、2道路側溝等の位置、形状、詳細寸法、3道路幅員、4隣接する敷地の勾配	変更の場合に必要に応じて提出
9	高低測量図	廃止等しようとする道路と敷地の高低差の記入	変更の場合に必要に応じて提出
10	承諾書	廃止等しようとする道路の敷地となる土地のすべての所有者、及びその他の権利を有する者を記入し、承諾印(印鑑登録されたもの)を押印	
11	印鑑登録証明書	承諾書に記載した土地の権利を有するすべての者	
12	登記簿謄本	廃止等しようとする道路の部分の土地について	
13	関係法令に基づく許可書等	公道、用水路等の使用、廃止又は変更を伴う場合は当該公道、用水路等の管理者の承諾書又は許可書の写しの添付	
14	委任状	道路の廃止等をしようとするものが、直接申請の手続きを行う場合以外	
15	写真	廃止等しようとする道路及び当該道路が接続する既存道路の状況がわかるもの。 廃止等しようとする道路に接する敷地の接道状況及び、それらの敷地内の建築物の状況がわかるもの。	
16	その他	道路の廃止等をすることによる、既存建築物の建築基準法上のチェック資料、その他市長が必要と認めた書類	

## 第6 道路の位置の指定の申請手続き

## 1 指定申請の流れ

道路の位置の指定の申請手続きは、次の申請の流れに沿って行います。（変更、廃止の場合も同様）



(※) 事前相談と並行して、道路や下水道などの技術基準及び他法令の適合性等について関係各課との調整を行ってください。また、必要に応じて、他の関係機関等との調整を行うようにしてください。ただし、位置の指定を受ける上で必要と認める許可については、本申請の際に許可の写しを添付してください。

## 第7 関係条令文集

### ○建築基準法（抄）

〔昭和25年法律第201号〕

#### （道路の定義）

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4m（特定行政がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一～四 （略）

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政からその位置の指定を受けたもの

2～6 （略）

#### （私道の変更又は廃止の制限）

第45条 私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が第43条第1項の規定又は同条第2項の規定に基く条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

2 第9条第2項から第6項まで及び第15項の規定は、前項の措置を命ずる場合に準用する。

### ○建築基準法施行令（抄）

〔昭和25年政令第338号〕

#### （道に関する基準）

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができます。

イ 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35m以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が6m以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

### ○建築基準法施行規則（抄）

〔昭和25年建設省令第40号〕

（道路の位置の指定の申請）

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

（道の位置の指定の公告及び通知）

第10条 特定行政庁は、前条の中請に基いて道路の位置を指定した場合においては、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

## ○建設省告示

〔昭和45年12月28日建設省告示第1837号〕

建築基準法施行令第144条の4第1項第1号への規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準

改正平成12年12月26日建設省告示第2465号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の3第1項第1号への規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が2mをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

## ○日向市建築基準法施行細則

（道路の位置の指定申請）

第17条 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（様式第16号）の正本及び副本に、省令第9条に規定する図面及び承諾書のほか、それぞれ当該承諾書に係る承諾者の印鑑証明書及び当該土地に係る最近の登記事項証明書並びに次の表に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項
敷地計画図	<ol style="list-style-type: none"><li>1 指定を受けようとする道路の位置、構造及び勾配</li><li>2 計画敷地境界線、計画敷地内の宅地割り、宅地の地盤高さ並びに擁壁の位置及びその構造</li><li>3 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置（都市計画として決定して主務大臣の認可を受けた計画道路を含む。）</li><li>4 計画敷地の周辺の地形及び地物</li></ol>
排水計画図	指定を受けようとする道路、計画敷地内の側溝及び下水管の位置及び構造並びに排水の処理方法
高低測量図	<ol style="list-style-type: none"><li>1 等高線（2メートル以下の標高差を示すものとする。）</li><li>2 計画敷地境界線</li><li>3 指定を受けようとする道路位置</li><li>4 既存道路の位置</li></ol>
公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。）の写し	転写した法務局名、転写した年月日、転写した者の住所、氏名及び印
道路横断図	指定を受けようとする道路の幅員、勾配及び側溝の寸法
道路縦断図	指定を受けようとする道路の延長、高低差及び勾配
その他市長が必要と認めるもの	

2 市長は、前項の申請書を受理し、道路の位置を指定したときは、道路位置指定通知書(様式第16号の2)により、当該申請者に通知するものとする。

(道路の位置の標示)

第18条 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、10センチメートル角で長さ45センチメートル以上のコンクリート若しくはこれに類するもので造った標示杭又はコンクリート造その他耐久性のある側溝若しくは縁石でその位置を標示しなければならない。

2 前項の標示杭は、道路の起点、曲り角及び終点に設置し、理由なくこれを移動させなければならない。

(道路とみなされる道の指定)

第19条 法第42条第2項の規定により市長が指定する道は、法施行の際又は法施行後都市計画区域として指定された際に現に存在する幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているものとする。

(私道の変更又は廃止)

第20条 法第42条第1項第3号若しくは第5号又は同条第2項若しくは第3項の規定による私道の位置を変更し、又は廃止しようとする者は、私道の位置の変更(廃止)申請書(様式第17号)の正本及び副本に、省令第9条に規定する図面及び承諾書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承諾したときは、通知書に当該申請書の副本を添えて申請者に通知するものとする。

